



令和元年10月から



県内で最も安い水準の利用者負担額（保育料）がさらに軽減され

# 幼児教育・保育の無償化 がはじまります



対  
象

- 保育園・認定こども園を利用している
- 3歳児クラスから5歳児クラスのお子さん
- 0歳児クラスから2歳児クラスの  
住民税非課税世帯のお子さん

※年度途中で満3歳になるおさんは、翌4月から対象になります。  
ただし、1号認定(教育を希望している)のおさんは全員対象になります。



キッズ  
ポイント

第3子以降  
無料

同時入所の  
第2子  
無料

小学生～18歳の  
兄弟がいる  
第2子半額

子育てにやさしい

の軽減を引続き加賀市独自で行います。

県内初!

## 加賀市が独自に 副食費を無料化します!



詳しくは、  
裏面をご覧ください



加賀市

今回の幼児教育・保育の無償化に伴い、全国的に今まで利用者負担額（保育料）に含まれていた副食費（おかず代）が保護者の負担に…



## そこで 加賀市が独自に副食費を無料化します!

加賀市では、お子さんの健やかな成長を願い、経済的負担を軽減するため、3歳児クラスから5歳児クラスのお子さんの副食費を無料化します。



※0歳児クラス～2歳児クラスのお子さんの副食費は、今まで通り利用者負担額(保育料)に含まれています。

### その他

- 幼稚園や認可外施設等を利用している
    - 3歳児クラスから5歳児クラスのお子さん(幼稚園を利用している満3歳のお子さんを含む。)
    - 0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯のお子さん
- も幼児教育・保育の無償化の対象になります。

対象になるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。詳しくは加賀市役所子育て支援課にお問合せください。

### 【お問合せ先】

加賀市役所 子育て支援課 保育係

TEL 0761-72-7855

MAIL hoiku@city.kaga.lg.jp